

公募型プロポーザル実施に係る通知書

令和7年6月11日

公募型プロポーザルを行いますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名
- 黒島地区水道未普及地域における水道整備の代替事業のスキーム構築に係る調査・検討業務
- 2 業務期間
- 契約締結日～令和7年10月31日
- 3 業務概要
- 佐世保市黒島地区の水道未普及地域において水道整備の代替策として、井戸水の濁りと細菌を除去する装置（小型水処理装置）を各世帯に導入する事業（以下、「本事業」という。）の事業化に向けて、不可欠なタスクを担う民間事業者への市場調査を経た上で実現可能な事業スキームを構築することと併せ事業収支を整理することで、行政支援の内容等を決定するために必要な検討を実施するもの（以下、「本業務」という）。
- 4 再委託の可否
- 可
- ・再委託を申請される場合は再委託申請書を提出してください。
再委託は佐世保市が許可した範囲に限ります。すべての業務を再委託することはできません。
また、プレゼンテーション時に再委託部分についての説明を行ってください。
・再委託申請書は業者決定後、佐世保市が指定する期限までに提出し、許可を受けてください。
- 5 契約上限価格
- 本プロポーザルにおける契約額の上限は下記のとおりとします。提案額が下記の額を超過した場合は失格とします。
¥2,970,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）
- 6 参加要件
- 本プロポーザルの参加要件は、下記の参加要件①および参加要件②すべてを満たすこととします。
- (1) 参加要件①
- i 参加申請書の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。

ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。

iii 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。

iv 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 参加要件②

下記の区分ごとの要件すべてを満たす方

i 公告の時点で本市に業者登録(物品、委託(役務)、工事、建設コンサル)があること。なお、市内・準市内・市外の別は問いません。

業者登録がない場合は、「登記事項証明書」および「市税に滞納のない証明書」(市内業者のみ)および「消費税及び地方消費税に未納がない証明書」(市内・準市内は「法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する証明書」)を参加申請書に添えて提出してください(詳細はお尋ねください)。

ii 地方公共団体が発注した「民間事業者のノウハウやアイデアを用いた地域課題解決に向けた事業スキーム構築支援業務(以下、「本業務に類似の業務」という。)」を受託した実績が1以上あること。

※本件で取り扱う水道未普及地域解消対策関連事業に限らない

(3) 参加要件③

i 本事業に係る再委託先は、参加要件①および参加要件②iを満たす必要があります。

7 欠格要件

参加要件①及び参加要件②に該当する方であっても、以下の欠格要件①又は欠格要件②のいずれかに該当する、又は欠格要件③のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加できません。

(1) 欠格要件①

i 佐世保市業務委託契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置

ii 佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止措置

iii 佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止措置

iv 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置

v 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置

vi 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置

vii 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領(平成25年4月1日施行)に基づく入札参加規制

(2) 欠格要件②

- i 審議委員会の委員が、提案者の役員や顧問等、経営又は運営に関与している。
- ii 審議委員会の委員が、提案者となる学術機関や研究室等に所属している。
- iii 審議委員会の委員が、提案者と資本的関係又は人的関係（基幹要綱第4条第9項に規定する資本的関係又は人的関係をいう。）を有している。
- iv 審議委員会の委員が、提案者と利害関係がある。（佐世保市が利害関係があると判断した場合を含む。）

(3) 欠格要件③

- i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出している者
- ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。
- iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。
- iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者

8 参加資格の取り消し等

参加認定後に欠格要件に該当することが判明した場合は、参加認定を取り消すものとします。また、受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

9 提出書類

(1) 参加申請書

仕様書を確認し、本プロポーザルに参加を希望される方は、下記の期限までに別紙1「参加申請書」を提出してください。

提出期限は令和7年6月25日(水)17時00分(必着)までとします。

※参加申請書に「11 提案書」を添えてご提出ください。提出がない場合は、プレゼンテーションへの参加はできません。

(2) 参加要件を満たすことを証明する書類

地方公共団体が発注した「本業務に類似の業務」を受託した実績が分かる契約書の写し。

※受託実績は、本社や本市に登録がある支店、事務所以外の支店等の実績も含まれます。

※契約書の写しは1契約のみ提出してください。

10 提案者の認定

提案者としての認定通知は、令和7年6月27日(金)17時までにメールにより通知します。

- 11 提案書の提出等
- 参加申請書と併せて、下記の要領にて提案書を作成し、期限までに提出してください。なお、提案書及び添付資料の作成に必要な経費は提案者負担とします。また、審査後、提案書の返却は致しません。
- i 提案書の提案書等の作成要領については別紙2のとおりとします。
 - ii 提出期限は令和7年6月25日(水)17時00分(必着)までとします。
 - iii 持参又は郵送(配送記録があるもの)で提出してください。
 - iv 提案書に、業務に係る見積書及びその内訳書(任意様式。業務の工程ごとにかかる費用等の内訳が記載されたもの。)を添付してください。
- 12 辞退
- 提案者となった後に本プロポーザルを辞退する場合は、下記の期限までに辞退書を提出してください。
- 辞退書提出期限：令和7年6月30日(月)17時00分(必着)まで
- 13 プレゼンテーション開催予定日等
- 日時：(予定) 令和7年7月4日(金)
- 場所：佐世保市役所
- i 参加事業者が多数の場合は、事前に書類審査を実施し、プレゼンテーション審査対象者を選定する場合があります。その際は、プレゼンテーション審査以降の日程を変更する場合がありますのでご了承ください。
 - ii プレゼンテーション審査における説明は、本業務の遂行にあたって、市担当者との協議の窓口を担う「主担当者」が実施してください。質疑については、審査委員からの指定がない場合、参加者のどなたが答えていただいても結構です。
 - iii プレゼンテーション審査は、対面での審査を予定しています。正式な審査方法や詳細日時については、令和7年6月27日(金)17時00分(予定)までに参加者に別途通知します。
- 14 仕様書及び本通知への質問
- i 令和7年6月18日(水)17時00分までに別紙「質問書」にて行ってください。期日以後の質問は受け付けません。メールにてご提出ください。メールの宛先は本通知の巻末を参照してください。
 - iii 質問回答は、令和7年6月20日(金)17時00分までに佐世保市役所ホームページ(資料掲載ページと同一ページ内)に掲載いたします。個別の回答は行いません。
- 15 プロポーザルに係る全体スケジュール
- 別紙3のとおりとします。

- 16 審査基準
- i 審査項目及び配点は別紙4のとおりとします。
 - ii 適正基準点は300点とし、適正基準点未満の場合は受託候補者としません。
 - iii 別紙4に示す審査基準において、「評価レベル1」以下と評価された審査項目が1つでもあった場合は、原則失格とします。
 - iv 適正基準点以上であっても、各委員の採点において6割未満の採点を行った委員が1人でもいる場合は、受託候補者としがない場合があります。
 - v 上記iii又はivに該当する場合であっても、審議委員会において審議し、業務履行能力等に問題がないと判断された場合は、その者を受託候補者とするものとします。
 - vi 参加事業者が4者以上の場合には、事前の書類審査を実施することがあります。その場合、別紙4「審査基準」の大項目 5プレゼンテーション評価以外の項目を審査します。
- 17 採点方法
- (1) 通常の採点
- 別紙5に示す算式及び乗率により算出し、審査委員全員の合計点のうち、最も高位の方（以下「最高得点者」という。）を受託候補者とします。ただし、下記「特例による採点」の基準に合致した場合は、これに示す方法により、受託候補者を決定します。
- (2) 特例による採点
- 最高得点者と順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数合計をいう。）が最も低位の者とが一致しない場合（この場合の最高得点者と順位点の合計が最も低位な者を、以下「ねじれの対象者」という。）は、下記の「特例による採点方法」により受託候補者の決定を行います。
- （特例による採点方法）
- ねじれの対象者について、それぞれの委員点の最高得点及び最低得点を除いた委員の得点を合計し、最高得点となった方を受託候補者とします。
- 18 同点となった場合の取り扱い
- (1) 通常の採点により同点となった場合
- i 順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数合計をいう。）が最も少ない方を受託候補者とします。
 - ii iによっても同点となる場合は、評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。
- (2) 特例による採点により同点となった場合
- 評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。
- 19 次点候補者の繰り上げ
- 受託候補者が契約を締結しなかった場合は、一回に限り、次点となった方を受託候補者とすることとします。ただし、次点となった方が適正基準点未満であった場合は繰り上げを行わないものとします。

- 20 提案者が一者の場合の取り扱い
提案者が一者の場合であっても、原則としてプレゼンテーション審査を実施します。
- 21 受託候補者への通知
令和7年7月9日(水)17時00分までにメールにより通知します。なお、受託候補者に選定されなかった方へは通知をいたしませんのでご了承ください。
- 22 最終提案書
受託予定者となられた方は佐世保市担当者と協議を行い、協議内容を反映した最終提案書を作成してください。なお、最終提案書の提出期限は、協議時に佐世保市担当者から通知します。
- 23 契約の締結
最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に契約締結を行います。ただし、契約締結には、下記の契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。
- 24 契約保証金
i 契約保証金について
契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に、佐世保市が発行した納付書により納付してください。
なお、下記の契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の免除をすることができますので、ご希望の方は佐世保市担当者へ申し出てください。
ii 契約保証金の免除について
下記に該当する場合は契約保証金を免除します。契約保証金の免除を希望される方は、最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に下記の要件のいずれかを満たすことを証明する書類（保険証書又は契約書の写し）を提出してください。
- ① 実績による免除の場合の要件
下記の要件すべてを満たすことが必要です。
ア 過去2箇年の間（長期継続契約は、佐世保市長期継続契約を締結することができる契約の事務に関する要綱別表に定める期間、債務負担行為に基づく複数年契約は、実績となる契約に設定した債務負担行為の期間）に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模（規模については、長期継続契約における履行済期間を含む。）を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められません。）
イ 上記履行実績を証明する書類（契約書等の写し）を提出できること。

② 履行保証保険への加入による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 保険金の受取人を佐世保市長とすること。

イ 保険金が、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の１０％以上であること。

ウ 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険ですので、佐世保市での斡旋等を行っておりません。加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

25 その他

i 上記に記載していない事項であっても、佐世保市の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。

ii 本市に提出したプロポーザルに係る資料等や採点結果は、佐世保市情報公開条例に照らし合わせ、申請人に不利益となる情報とならないと判断した場合、必要に応じて公開する場合があります。

以 上

佐世保市 企画部政策経営課
担当者 平、相良
TEL 0956-24-1111
(内線) 2425
mail seisak@city.sasebo.lg.jp